

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	寝屋川市 ひとり親家庭医療費助成に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は、ひとり親家庭の医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

寝屋川市長

公表日

令和7年2月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭医療費助成に関する事務
②事務の概要	寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年寝屋川市条例第21号)による医療費の助成に関する事務であって、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的に下記の事務を行う。 1 交付(変更)申請書等の受付、受給資格の審査、医療証の発行事務 2 受給者の資格情報の登録、変更に関する事務 3 助成金に関する審査等事務
③システムの名称	基幹系システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親医療費助成資格台帳等	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項 別表第1(3)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民サービス部医療助成担当
②所属長の役職名	医療助成担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-825-2195
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民サービス部医療助成担当 〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28-22 072-812-2363
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

システムを使用する際、静脈認証が必要となっているため、権限のない者には使用できないようになっている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月10日	所属長	今岡 崇	法元 俊行	事後	
平成29年10月10日	対象人数	平成28年4月1日	平成29年10月1日	事後	
平成29年10月10日	取扱者数	平成28年4月1日	平成29年10月1日	事後	
平成30年10月16日	対象人数	平成29年10月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年10月16日	取扱者数	平成29年10月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年10月16日	所属長の役職名	法元 俊行	保険事業室長	事後	
平成31年2月7日	IV リスク対策		新様式への変更	事後	
令和2年7月3日	対象人数	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月3日	取扱者数	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月3日	請求先	072-824-1181	072-825-2195	事後	
令和2年7月3日	連絡先	健康部 保険事業室 072-824-1181	市民サービス部医療助成担当 072-812-2363	事後	
令和2年7月3日	部署	健康部保険事業室	市民サービス部医療助成担当	事後	
令和2年7月3日	所属長の役職名	保険事業室長	医療助成担当課長	事後	
令和2年10月9日	連絡先の住所	〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1	〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28-22	事後	
令和3年12月24日	対象人数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年12月24日	取扱者数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年12月24日	〈 I 関連情報 〉 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条	事前	
令和4年10月12日	対象人数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年10月12日	取扱者数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年9月21日	対象人数、取扱者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年9月21日	①事務の名称 ②事務の概要	①寝屋川市 寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する事務 ②寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年寝屋川市条例第21号)による医療費の助成に関する事務であって、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的に下記の事務を行う。 1 交付(変更)申請書等の受付、受給資格の審査、医療証の発行事務 2 受給者の資格情報の登録、変更に関する事務 3 助成金に関する審査等事務	①ひとり親家庭医療費助成に関する事務 ②寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年寝屋川市条例第21号)による医療費の助成に関する事務であって、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的に下記の事務を行う。 1 交付(変更)申請書等の受付、受給資格の審査、医療証の発行事務 2 受給者の資格情報の登録、変更に関する事務 3 助成金に関する審査等事務	事後	
令和5年9月21日	2 特定個人情報ファイル名	ひとり親家庭医療ファイル	ひとり親医療費助成資格台帳等	事後	
令和7年2月13日	対象人数、取扱者数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和7年2月13日	8.人手を介在させる作業		【○】人手を介在させる作業はない	事後	
令和7年2月13日	11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再載】 判断の根拠		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である システムを使用する際、静脈認証が必要となっているため、権限のない者には使用できないようになっている。	事後	